【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月19日
【発行者（受託者）名称】	オルタナ信託株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　池田 匠作
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番6号
【事務連絡者氏名】	オルタナ信託株式会社 信託事業部長　高木 賢一
【電話番号】	03-6820-9640（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	エスティ２７合同会社
【代表者の役職氏名】	代表社員　一般社団法人２７ 職務執行者　髙山 知也
【住所又は本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社 デジタル投資銀行部長　田本　英輔
【電話番号】	03-3527-2830（代表）
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	三井物産グループのデジタル証券～文京区目白台・学生レジデンス～（譲渡制限付）
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	一般募集　1,577,400,000円 （注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月30日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、発行者の指定する販売先である三井物産デジタル・インベストメント株式会社の状況等に関する事項を追加するとともに、指定先に対する販売口数が決定されましたので、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
第１　内国信託受益証券の募集（売出）要項
１４　その他

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第１【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

１４【その他】

＜訂正前＞

（前略）

(5) 発行者は、発行者が指定する販売先として、三井物産デジタル・インベストメント株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、最大47,070口を取得させる予定です。指定先への販売口数については、申込期間の開始までに決定する予定です。なお、本受益権の需要状況等を勘案した上で、指定先への販売を行わない可能性もあります。

(6) 売却・追加発行の制限について
①　本募集に関連して、指定先に、払込期日から2027年4月28日までの期間中、本受益権の譲渡等を行わない旨を取扱会社との間で合意するよう要請する予定です。
②　本受益権の追加発行は行われません。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(5) 発行者は、発行者が指定する販売先として、三井物産デジタル・インベストメント株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、本募集の対象となる本受益権のうち、47,070口を取得させる予定です。指定先の状況等については、以下のとおりです。

①　指定先の状況

a.　指定先の概要	名称	三井物産デジタル・インベストメント株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番8号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役　和歌　伸介
	資本金（2026年9月末日現在）	100百万円
	事業の内容	有価証券や受益権をはじめとする金融商品、及びこれらに類する権利・関連資産の取得、保有、管理、運用から処分に至るまでの一連の業務を展開しております。また、これらに関連して発生する資金管理やリスク管理、その他付随する管理業務全般、及びこれらに附帯する一切の事業を行っております。
	主たる出資者及びその出資比率	三井物産株式会社、53%

b. 発行者と指定先との間の関係	出資関係	発行者が保有している指定先の株式の数（2026年10月19日現在）	-
		指定先が保有している本受益権の数（2026年10月19日現在）	-
	人事関係	以下を除き、発行者と指定先との間には、人事関係はありません。 ・受託者の取締役5名が指定先の職員です。	
	資金関係	受託者は、指定先との間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	発行者と指定先との間には、技術又は取引等の関係はありません。	
c. 指定先の選定理由		指定先は、アセット・マネージャー（本信託）及びアセット・マネージャー（営業者）の親会社であり、アセット・マネージャー（本信託）及びアセット・マネージャー（営業者）と指定先との関係に鑑み、指定先として選定しています。	
d. 取得させようとする本受益権の数		47,070口	
e. 受益権の保有方針		委託者は、指定先より、指定先が保有した本受益権については、特段の事情がない限り、保有を継続する意向であることを確認しています。	
f. 払込みに要する資金等の状況		委託者は、指定先より現金預金残高を確認することにより、指定先が上記47,070口の払込みに要する資金を有していると判断しています。	
g. 指定先の実態		委託者は、指定先より、反社会的勢力等とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。	

② 本受益権の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、その保有することになる本受益権の売却等の制限に関する合意をします。その内容については、後記「(6) 売却・追加発行の制限について」をご参照ください。

③ 発行条件に関する事項

本募集における本受益権の一部を指定先に取得させるものであり、指定先による取得は本募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

④ 受益権併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑤ その他参考になる事項

該当事項はありません。

(6) 売却・追加発行の制限について

本募集に関連して、指定先は、払込期日から2027年4月28日までの期間中、本受益権の譲渡等を行わない旨を取扱会社との間で合意します。

（後略）